

4月10日(日)

京都府議会議員一般選挙

期日前投票・不在者投票のあらまし

期日前投票・不在者投票とは？

1 期日前投票

投票日（4月10日）に都合で投票所へ行けないと見込まれる人が、名簿登録地の期日前投票所において、投票日の前でも投票できる制度です。

2 不在者投票

選挙期日前に行う次の投票は、不在者投票となります。

- ① 仕事先・旅行先などの名簿登録地以外の市区町村で行う投票
- ② 病院、老人ホーム等の施設で行う投票
- ③ 選挙期日（投票日）当日までに満20歳を迎えるが、投票を行おうとする日現在、まだ20歳に到達しない場合等

期日前投票・不在者投票はいつからいつまで？

4月2日（土）～4月9日（土）（投票日の前日）

午前8時30分～午後8時 土日でもできます。

伊根町コミュニティセンターほっと館 多目的室

投票しやすくなっています。

- ・期日前投票・不在者投票ができる時間は午後8時までとなっています。
- ・手続きは簡単で、押印も不要です。
- ・レジャーや買い物などの私用で外出する方も、投票日に投票区の区域外にいると見込まれる場合は期日前投票・不在者投票ができます。

詳しくは、伊根町選挙管理委員会（Tel.0772-32-0501）にお尋ねください。